

2025年3月7日

静岡県中小企業団体中央会

会長 山崎 亨 様



2025 春季生活闘争に関する要請書

日本経済は、企業収益が改善しており、景気は緩やかな持ち直しが続いています。業況感
は良好な水準を維持していますが、産業や企業規模によりばらつきがあり、回復は足踏み状
態となっています。先行きは、内需を中心とした底堅い成長が続くと予測されています。

2024 春闘では、賃上げ率が5%以上と33年ぶりの高い水準となりましたが、中小・小規
模事業者（以下、中小企業）における賃上げは、大手企業の賃上げ率に届かず格差は広がる
結果となりました。現在、多くの中小企業で人手不足が深刻化し、労務費をはじめとする費
用を適切に価格転嫁することができず、厳しい経営環境が継続しています。勤労者世帯の暮
らしも、賃上げが物価上昇に追いつかない状況が長期化し厳しさを増しています。こうした
中で、労使が協力して適正取引と持続的に賃上げできる環境整備や経営改善・事業再生等の
取り組みを進めることが重要です。

連合静岡は、経済諸団体への要請や街頭での呼びかけなど世論形成につながる取り組みを
行いながら、ここ数年で動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる経済社会
の新たなステージを「定着」させるための働きかけを行います。2025 春闘に向けた連合静
岡の取り組みは以下の通りです。

<2025 春闘：連合静岡の主な取り組み>

- ①産業・企業、経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」を起点とし、すべての働
く人の持続的な生活向上をはかるため5%以上（定昇2%、ベースアップ3%以上）の
賃上げ、中小労組においては企業規模格差是正1%以上を加えた6%以上（18,000 円以
上）の賃上げに取り組みます。
- ②内閣官房・公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する
指針（12 の行動指針）」のさらなる周知に向け、単組とその事業主に対し連合作成の
「取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト」を活用し自社の取り組み状況の点検と
改善を求めます。
- ③「パートナーシップ構築宣言」のさらなる拡大と実効性強化に向けた周知を働きかけます。

つきましては、貴会加盟の企業に対しても周知の程、併せて宜しく願いいたします。

以上

<取り組み詳細>

【価格転嫁】

中小企業が抱える価格転嫁の問題について、中小企業庁の調査（2024年11月発表）では、コスト上昇を一部でも価格転嫁できた企業は約8割、全く転嫁できずまたは減額された企業は約2割と報告しています。また、価格転嫁率については5割弱であり、価格転嫁できない半額は受注企業が負担しているとしています。労務費は適正に価格に反映させるべきコストです。発注先の協力なくして価格転嫁は進みません。行政の対応も必要です。

2023年11月、内閣官房および公正取引委員会が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。その中で、労務費の転嫁に係る価格交渉に関して、受発注いずれの立場から「採るべき行動」「求められる行動」について12の行動指針が示されました。企業間の取引については、適切な価格転嫁・適正取引を徹底するとともに、製品・サービスと労働の価値を高め認め合い共存共栄できる価格設定をめざす必要があります。

連合は、単組とその事業主に対し「取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト」を活用し、自社の取り組み状況の点検と改善を求めます。

取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト

[2025checklist_tekiseitorihiki.pdf](#)



【パートナーシップ構築宣言】

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄を図るため事業者が「発注者」側の立場から「代表権のある者の名前」で宣言するものです。2023年6月に静岡県と県内経済団体・労働団体（13団体）は、「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた」共同宣言を交わしています。

2025年3月6日現在、全国の登録企業数は61,054社、静岡県は2,982社となっており、連合静岡の構成組織企業409社のうち157社が宣言しています（38.4%）。

地域経済の担い手である中小企業の経営基盤を強化するためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配と働き方を含めた公正な取引の推進、並びに独占禁止法や下請法の厳格な運用が不可欠です。

産業基盤の強化に向け、企業収益力の向上やサプライチェーン全体で生み出した付加価値の分配、賃上げによる人への投資など、成長と分配の好循環に向けた取り組みとして「パートナーシップ構築宣言」のさらなる拡大と周知、実効性の強化を働きかけます。

【男女間賃金格差および雇用形態間格差の是正】

企業規模に関係なく男女別の賃金実態の把握と分析を行うとともに、問題があればその改善と格差是正に向けた取り組みをお願いします。

また、企業内のすべての労働者の労働諸条件の向上、均等・均衡待遇確保の観点から有期・短時間・契約等で働く者の能力の高まりに応じ、フルタイム労働者と同等に賃上げ・昇給等による雇用形態間格差是正への取り組みも併せてお願いします。

【誰もが安心・安全に働ける職場環境整備】

(1) 年間総実労働時間 1800 時間の実現と豊かな生活時間の確保

すべての働く者が安全で健康に働くことができる社会をめざし、「年間総実労働時間 1800 時間の実現」と「豊かな生活時間の確保」の実現に向けた取り組みをお願いします。

(2) ジェンダー平等・多様性の推進

多様性が尊重される社会の実現に向けて、性別をはじめ年齢、国籍、障がいの有無、就労形態など、様々な違いを持った人々がお互いを認め合い、やりがいを持って、ともに働き続けられる職場を実現するため、ハラスメント対策や差別禁止に取り組むことが求められています。ジェンダー・バイアス（無意識を含む性差別的な偏見）や固定的性別役割分担意識を払拭し、すべての労働者が両立支援制度を利用できる職場づくりをお願いします。

(3) 育児・介護休業法等、各種法令の周知徹底

いかなる経済情勢下であっても労働基準法をはじめとする各種法令の順守、ワークルールの徹底について、労使で共通の認識を有していることを確認し、実践していくことが重要です。

「働き方改革」の定着および一層の推進を意識した取り組みとして、改正育児・介護休業法（2025 年 4 月から順次施行）について、改正内容が実施されているかなどの点検と周知をお願いします。

(4) 人材育成と教育訓練の充実

教育訓練は、労働者の技術・技能の向上やキャリア形成に資することはもちろん、企業の持続的な発展にも資する重要な取り組みです。労働者が能力を発揮し活躍し続けるためにも、教育訓練による能力向上が適切に評価され、処遇改善につながるよう、内容等については事前に労使で協議を行い一体的に取り組むようお願いします。

構造的に生産年齢人口が減少の一途をたどる中、女性の能力を十分に発揮できる環境整備も重要です。従業員に学びの機会を提供し、キャリア形成の支援をすることは、従業員のエンゲージメント向上につながります。DX 戦略やテレワークの導入で話題となった「リスキリング」や「リカレント教育」は、生産性を高め「人材の確保・定着」と「人材育成」につながる取り組みです。個人のスキルアップに関わる支援についても職場の基盤整備をお願いします。



2025春季生活闘争



OKなら
チェック!!

取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト

すべてチェック☑をつけることができるか確認しましょう！

		労働組合	事業主
宣言	① パートナーシップ構築宣言を実施済である。	—	☐
指針	② 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の内容を理解しており、関係部署や調達部門などに周知徹底している。	☐	☐
価格交渉	③ 価格交渉促進月間（3月・9月）を知っている。	☐	☐
	④ 直近1年間で、取引先との価格交渉を実施した。	—	☐
	⑤ 価格転嫁すべき費用の目安額を把握し、次の価格交渉の準備ができている。	—	☐
	⑥ 価格交渉および価格転嫁の実施状況について、業種別ランキングにより所属する業種・業界の立ち位置を把握している。	☐	☐
行動計画	⑦ （所属する業種・業界に）「業種別ガイドライン」があり、その内容を理解している。	☐	☐
	⑧ （所属する業種・業界に）「自主行動計画」があり、その内容を理解している。	☐	☐
重点課題	⑨ しわ寄せ防止総合対策として、働き方を阻害する不当な行為（無理な発注、買いたたきなど）をしないよう、関係部門や調達部門などに周知徹底している。	☐	☐
公表資料	⑩ （中小企業庁）価格交渉・価格転嫁の評価を記載した実名リストについて、その内容を理解し、労使で点検している。	☐	☐
	⑪ （公正取引委員会）価格転嫁円滑化に関する特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表について、その内容を理解し、労使で点検している。	☐	☐
協労議使	⑫ 経営協議会や労使協議会などで、会社・事業所の対応状況を点検している。	☐	—

働く人向けの情報満載！連合ホームページをぜひご覧ください！

<http://www.jtuc-rengo.or.jp/>

すべて
確認してみて…



【取引適正化・価格転嫁に関するチェックリストとは？】

取引の適正化や価格転嫁を進めるうえで重要なポイントになる事項だから、改めて点検してみよう！

☑：受注者 ☑：発注者

【あれ？おかしいな？と思ったら…】

公的機関の窓口にも相談してみよう！

下請かけこみ寺

TEL / 0120-418-618

よるず支援拠点全国本部 TEL / 03-5470-1581

